

平成 22 年 4 月 28 日開催
納税環境整備小委員会

補足資料②

補足資料

(諸外国の税務手続)

目 次

・ アメリカの税務手続（OECD の憲章モデルの記載項目を例に）	1
・ ドイツの税務手続（OECD の憲章モデルの記載項目を例に）	2
・ 韓国の税務手続（OECD の憲章モデルの記載項目を例に）	3
・ 我が国（国税）の税務手続（OECD の憲章モデルの記載項目を例に）	4
・ アメリカにおける近年の主な税務手続の改正	5

アメリカの税務手続(OECDの憲章モデルの記載項目を例に)

(未定稿)

記載項目 (OECDによる例示) (注)	主な該当法令等
納税者の権利	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供や支援を受ける権利 <ul style="list-style-type: none"> ・納税者支援(問題解決のための支援等) ・還付(還付金・還付加算金の支払) ・税務に関する一般的な情報提供(質問・照会への迅速な回答等) ・代理人等の選定・立会い(正当な代理人を選任する権利等) ・調査結果・処分理由の説明又は通知
	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者擁護官は、納税者が困難に直面している場合にIRSに対して納税者支援命令を発する権限を有する。(内国歳入法7811条)。 ・納税者は、納税申告書の提出から3年間、又は税額納付から2年間、税額の還付請求ができる(内国歳入法6511条)。 ×
	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者の書面による委任状を有している弁護士、公認会計士等は、調査において納税者を代理する権限を有する(内国歳入法7521条)。 ・調査が終了した場合は、納税者と最終合意を締結する(内国歳入法7121条)。 ・更正通知書、仮更正通知書には本税、利子、加算税及び罰金の根拠及びその金額を記載する(内国歳入法7522条)。
	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者は、IRSの不服申立て部門に協議の申立を行うことができる(内国歳入法7123条)。 ・納税者は、処分見直しを求めて租税裁判所に提訴することができる(内国歳入法6213条)。
	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者は、納税申告書の提出から3年間、もしくは納税から2年間、税額の還付請求ができる(内国歳入法6511条)。
	<ul style="list-style-type: none"> ・レター・ルーリング(文書回答)制度あり(内国歳入法6110条)。
	<ul style="list-style-type: none"> ・サモンズ(行政召還状)に基づく調査の場合、IRSは、日時を指定して出頭・文書提出を命じることができる(内国歳入法7602、7605条)。) <ul style="list-style-type: none"> (注)通常の税務調査では、実務上、対応。 ・第三者調査の際には原則として納税者本人に対する通知が必要(内国歳入法7602条)。
	<ul style="list-style-type: none"> ・不必要的税務調査の禁止(内国歳入法7605条)。
	<ul style="list-style-type: none"> ・税務職員には守秘義務が課されている(内国歳入法6103条)。
	<ul style="list-style-type: none"> ・サモンズに対する不出頭又は資料提出拒否：1年以下の拘禁刑若しくは1,000米ドル以下の罰金、又はその併科(内国歳入法7210条)。 ・贈賄・脅迫・威力による調査妨害：基本的に3年以下の拘禁刑若しくは5,000米ドル以下の罰金、又はその併科(内国歳入法7212条)。
納税者の義務	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税については翌年4月15日までに申告する(内国歳入法6072条)。
	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者は、所得・控除等申告書内容を証明する帳簿・資料等を課税庁の求めに応じて隨時提示できるよう保存する義務を負う(内国歳入法6001条)。 ・故意に記録を怠り又は帳簿等保存義務に違反した者は罰金又は1年以下の懲役(内国歳入法7203条)
	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者は、法定納期限までに税額を納付すべき義務を負う(内国歳入法6151条)。
	<ul style="list-style-type: none"> ・脱税に対する罰則：5年以下の禁錮若しくは10万ドル以下の罰金、又はその併科(内国歳入法7201条)。
義務違反へのリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・義務違反の場合に制裁が課されること(義務不履行の場合の行政罰・延滞税、悪質な場合の刑事訴追の可能性)

(注)出典：OECD Committee of Fiscal Affairs Forum on Tax Administration, Taxpayers' Rights and Obligations -Practice Note, 2003, pp8-11.

ドイツの税務手続(OECDの憲章モデルの記載項目を例に)

(未定稿)

記載項目 (OECDによる例示) (注)		主な該当法令等
納稅者の権利	1. 情報提供や支援を受ける権利 ・納稅者支援(問題解決のための支援等)	×(法令根拠なし)
	・還付(還付金・還付加算金の支払)	・納稅者は、還付等について、賦課決定通知を受けた日から1か月以内に所轄の税務署に対し申立て等を行うことができる(租税基本法355条(1))。
	・税務に関する一般的な情報提供 (質問・照会への迅速な回答等)	×(法令根拠なし)
	・代理人等の選定・立会い(正当な代理人を選任する権利等)	・関係人は、代理人に自身を代理させることができる(租税基本法80条(1))。
	・調査結果・処分理由の説明又は通知	・書面による行政行為等には、理解するために必要な範囲において、理由を付記するものとする(租税基本法121条(1))。 ・書面による報告書(調査報告書)は、臨場調査の結果を伝えるために作成される(租税基本法202条(1))。 (注)賦課決定通知書には理由付記されない。
	2. 不服申立ての権利(救済手続の教示、迅速・公正な不服審査等)	・納稅者は、賦課決定通知を受けてから1か月以内に、所轄の税務署に対し異議申立てを行うことができる(租税基本法355条(1))。
	3. 正当な税額のみを負担する権利	・納稅者は、還付等について、賦課決定通知を受けた日から1か月以内に所轄の税務署に対し申立てを行うことができる(租税基本法355条(1))。
	4. 予測可能性の確保 ・事前照会(アドバンス・ルーリング) ・調査の事前通知 (調査項目・理由、合理的な日時場所、時間的猶予等)	・納稅者は、一定の場合に、将来予定されている取引に対する税務上の取扱いについて回答を求めることができる(租税基本法89条(2))。 ・財務官庁は、原則として、納稅者に対し、調査税目、調査対象課税期間等、調査開始予定日等を事前に書面で通知する(租税基本法196条、197条)。
	5. プライバシーの権利(必要最低限の情報収集等)	・立入調査には原則として納稅者の承諾が必要。但し、急迫性のある場合を除く(租税基本法99条)。
	6. 個人情報の保護(提供情報の保護・目的外利用の禁止等)	・税務職員には守秘義務が課されている(租税基本法30条)。
納稅者の義務	7. 誠実に対応する義務(正確な情報に基づく申告・誠実な対応等)	・財務官庁は、一定の場合に、帳簿等の提出要求を行うことができる。(租税基本法97条(2))。
	8. 協力義務(税務当局への協力義務等)	・納稅義務者は、事実関係の調査に協力する義務を負う(租税基本法90条)。
	9. 正確な情報・書類を期限内に提出する義務 (期限内適正申告・届出義務等)	・納稅義務者は、課税に対し重要であり得る事実の確認について、協力しなければならない(租税基本法200条)。 ・調査非協力により事実関係解明不能な場合の推計課税(租税基本法162条(2))
	10. 記録・帳簿の保存義務(記帳・保存等義務の適正履行等)	・所得申告書は、原則翌年5月31日までに提出する(租税基本法149条(2))。
	11. 期限内に納稅する義務(期限内納稅義務等)	・記帳及び記録は、正確に、日付順で、かつ整然と保存されていなければならない(租税基本法146条)。 ・故意又は過失によって、不正な記帳を行い、または記帳を怠り、因って租税の脱逃等の危険性を発生させた者は、秩序違反と過料(5,000ユーロ以下)を課される(租税基本法379条)。
義務違反へのリスク	12. 義務違反の場合に制裁が課されること (義務不履行の場合の行政罰・延滞税、悪質な場合の刑事訴追の可能性)	・租税を免れ、又は自己若しくは他人のために不当な租税上の利益を受ける者は、5年以下の自由刑又は罰金に処す(租税基本法370条)。

(注)出典: OECD Committee of Fiscal Affairs Forum on Tax Administration, Taxpayers' Rights and Obligations -Practice Note, 2003, pp8-11.

韓国の税務手続(OECDの憲章モデルの記載項目を例に)

(未定稿)

記載項目 (OECDによる例示) (注)	主な該当法令等
1. 情報提供や支援を受ける権利 ・納税者支援(問題解決のための支援等) ・還付(還付金・還付加算金の支払) ・税務に関する一般的な情報提供 (質問・照会への迅速な回答等) ・代理人等の選定・立会い(正当な代理人を選任する権利等) ・調査結果・処分理由の説明又は通知	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者の権利保護のため、納税者権利保護業務を総括する納税者保護担当官を設置(国税基本法81条の16)。 ・税務署長は過誤納付金等を国税払戻金として返戻する(国税基本法51条)。 ・税務公務員は、納税者が納税者の権利の行使に必要な情報を要求する場合、これを速やかに提供しなければならない(国税基本法81条の14)。 ・納税者は調査を受ける場合には、弁護士、公認会計士、税理士等を調査に立ち合わせ、意見を陳述させることができる(国税基本法81条の5)。 ・納税者は、調査結果通知を書面で受ける権利を有する(国税基本法81条の12)。
2. 不服申立ての権利(救済手続の教示、迅速・公正な不服審査等)	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者は、税務調査結果通知、課税予告通知受領日から30日以内に課税前適否審査請求を行うことができる(国税基本法81条の15)。 ・権利や利益を侵害された者は処分の取り消し、変更又は必要な処分を行うことを請求することができる(国税基本法55条)。
3. 正当な税額のみを負担する権利	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者は、過大に申告した課税標準・税額等についての更正を申請できる(国税基本法45条の2)。
4. 予測可能性の確保 ・事前照会(アドバンス・ルーリング) ・調査の事前通知 (調査項目・理由、合理的な日時場所、時間的猶予等)	<p>×(法令根拠なし。) 実務上、事前照会制度あり。</p>
5. プライバシーの権利(必要最低限の情報収集等)	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者は法令に定める場合を除き、税務調査の事前通知を受ける権利を有する(国税基本法81条の7)。
6. 個人情報の保護(提供情報の保護・目的外利用の禁止等)	<ul style="list-style-type: none"> ・税務職員は、適正かつ公平な課税を実現するために必要な最小限の範囲で税務調査を行わなければならず、調査権を濫用してはならない(国税基本法81条の4)。 ・税務職員には守秘義務が課されている(国税基本法81条の13)。
7. 誠実に対応する義務(正確な情報に基づく申告・誠実な対応等)	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者・税務職員にはそれぞれ信義に則り誠実に対応する義務が課されている(国税基本法15条)。
8. 協力義務(税務当局への協力義務等)	
9. 正確な情報・書類を期限内に提出する義務 (期限内適正申告・届出義務等)	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税申告書は翌年5月1日から5月31日の間に申告しなければならない(所得税法70条)。
10. 記録・帳簿の保存義務(記帳・保存等義務の適正履行等)	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者は、各税法で規定するところにより、全ての取引に関する帳簿及び証拠書類を誠実に作成して、備付けなければならない(国税基本法85条の3(1))。 ・帳簿及び証拠書類は、法定申告期限から5年間保存しなければならない(国税基本法85条の3(2))。
11. 期限内に納税する義務(期限内納税義務等)	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者は法定申告期限までに税額を納付すべき義務を負う(所得税法76条等)。
12. 義務違反の場合に制裁が課されること (義務不履行の場合の行政罰・延滞税、悪質な場合の刑事訴追の可能性)	<ul style="list-style-type: none"> ・詐欺等により脱税した者は、2年以下の懲役、又は脱税税額等の2倍以下に相当する罰金に処する。ただし、脱税税額等が5億ウォン以上等の場合には、3年以下の懲役、又は脱税税額等の3倍以下に相当する罰金に処する(租税犯处罚法3条)。

(注)出典: OECD Committee of Fiscal Affairs Forum on Tax Administration, Taxpayers' Rights and Obligations -Practice Note, 2003, pp8-11.

我が国（国税）の税務手続(OECDの憲章モデルの記載項目を例に)

(未定稿)

記載項目 (OECDによる例示) (注)	該当法令等
納税者の権利	<ul style="list-style-type: none"> 1. 情報提供や支援を受ける権利 <ul style="list-style-type: none"> ・納税者支援（問題解決のための支援等） ・還付（還付金・還付加算金の支払） ・税務に関する一般的な情報提供 (質問・照会への迅速な回答等) ・代理人等の選定・立会い（正当な代理人を選任する権利等） ・調査結果・処分理由の説明又は通知
	<ul style="list-style-type: none"> 1. 情報提供や支援を受ける権利 <ul style="list-style-type: none"> ・納税者支援（問題解決のための支援等） ・還付（還付金・還付加算金の支払） ・税務に関する一般的な情報提供 (質問・照会への迅速な回答等) ・代理人等の選定・立会い（正当な代理人を選任する権利等） ・調査結果・処分理由の説明又は通知
	<ul style="list-style-type: none"> 2. 不服申立ての権利（救済手続の教示、迅速・公正な不服審査等）
	<ul style="list-style-type: none"> 3. 正当な税額のみを負担する権利
	<ul style="list-style-type: none"> 4. 予測可能性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・事前照会（アドバンス・ルーリング） ・調査の事前通知 (調査項目・理由、合理的な日時場所、時間的猶予等)
	<ul style="list-style-type: none"> 5. プライバシーの権利（必要最低限の情報収集等）
	<ul style="list-style-type: none"> 6. 個人情報の保護（提供情報の保護・目的外利用の禁止等）
	<ul style="list-style-type: none"> 7. 誠実に対応する義務（正確な情報に基づく申告・誠実な対応等）
	<ul style="list-style-type: none"> 8. 協力義務（税務当局への協力義務等）
	<ul style="list-style-type: none"> 9. 正確な情報・書類を期限内に提出する義務 (期限内適正申告・届出義務等)
納税者の義務	<ul style="list-style-type: none"> 10. 記録・帳簿の保存義務（記帳・保存等義務の適正履行等）
	<ul style="list-style-type: none"> 11. 期限内に納税する義務（期限内納税義務等）
	<ul style="list-style-type: none"> 12. 義務違反の場合に制裁が課されること (義務不履行の場合の行政罰・延滞税、悪質な場合の刑事訴追の可能性)
義務違反へのリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・（訓示）税務行政を遂行する上の原則論として、納税者に対して親切な態度で接し、納税者の苦情あるいは不満を積極的に解決するよう努める、納税者の主張に十分耳を傾けることとされている（税務運営方針）。 ・（通達）納税者支援調整官は、納税者から寄せられた苦情及び困りごとについて、納税者の視点に立って迅速かつ的確に対応する。 ・（法律）税務署長等は、還付金等があるときは遅滞なく、金銭で還付する（通法 56）。 ・（法律）還付請求書の提出については、各税法に規定あり（所法 138 等）。 ・（法律）還付金等の請求は権利行使可能日から 5 年間可（通法 74）、還付金等には原則として納付の日の翌日から還付加算金が加算（通法 58）。 ・（訓令）国税庁の事務の実施基準及び準則として、「申告及び納税に関する法令解釈及び事務手続等について納税者に分かりやすく的確に周知すること、納税者からの問い合わせ及び相談に対して、迅速かつ的確に対応すること」が規定（中央省庁等改革基本法 16⑥二、国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令 4）。 ・（法律）代理人になれる者については税理士法等で制限を受ける。 ・（法律）青色申告への更正処分については理由付記を行う（所法 155②等）。青色以外は異議決定時に理由付記を行う（通法 84④）。 ・（通達）実地調査の結果、非違のない納税者に対し、調査結果を書面により通知する。 ・（通達）非違のある事案については、原則として、全件につき非違内容・金額について説明し、法律的效果等の教示を行うなど、修正しようとするを実施する。 ・（法律）国税に関する不服申立てに係る規定あり（通法 8 章）。 ・（法律）税務署長による更正等（通法 24 等）、計算誤り等の場合には更正の請求が可能（通法 23 等）。 ・（通達）文書回答手続、移転価格税制における事前確認制度あり。 ・（通達）原則として事前通知を実施。 ・（法律）本人に事前通知する場合に税理士に対しても事前通知をする規定あり（税理士法 34）。 ・（法律）質問検査権の行使は、調査について必要がある場合に限定（所法 234 等）。 ・（法律）各税法において、調査に関して知り得た納税者の秘密に関しては、国家公務員法の守秘義務とは別に、罰則が加重された守秘義務規定が設けられている。 (注) 平成 22 年度改正において、統一的規定が国税通則法に設けられた（平成 22 年 6 月 1 日以後適用）。 ・（法律）納税申告書を法定申告期限までに提出しなければならない（通法 17、所法 120 等）。申告書・調書不提出等について罰則あり（所法 241 等）。 ・（法律）検査忌避等について罰則あり（所法 242 等）。 ・（法律）納税申告書を法定申告期限までに提出しなければならない（通法 17、所法 120 等）。 ・（法律）記帳義務・帳簿保存義務について各税法に規定あり（所法 231 の 2 等）。ただし、一定の所得金額以下の白色申告者については、記帳等義務なし。 ・（法律）記帳等義務違反の場合、青色申告の承認取消、推計課税が可能（罰則なし）（所法 150、156 等）。 ・（法律）税額について法定納期限までに納付しなければならない（通法 35、所法 128 等）。 ・（法律）期限後納付の場合、原則として法定納期限の翌日から延滞税が課される（通法 60）。 ・（法律）附帯税（各種加算税・延滞税）、罰則の規定あり。

(注)出典：OECD Committee of Fiscal Affairs Forum on Tax Administration, Taxpayers' Rights and Obligations -Practice Note, 2003, pp8-11.

アメリカにおける近年の主な税務手続の改正

未定稿

	第1次(1988年)	第2次(1996年)	第3次(1998年)
法律名	Act to make technical corrections relating to the Tax Reform Act of 1986, and for other purposes (P.L 100-647) 1986年租税改革法の技術的修正等に関する法律	Act to amend the Internal Revenue Code of 1986 to provide for increased taxpayer protections (P.L 104-168) 納税者保護拡大のために1986年内国歳入法を改正する法律	Act to amend the Internal Revenue Code of 1986 to restructure and reform the Internal Revenue Service, and for other purposes (P.L 105-206) IRS改革のために1986年内国歳入法を改正する等の法律
略称名 (Short Title)	Technical and Miscellaneous Revenue Act of 1988 (TAMRA) <u>※うち、第6部の中のサブタイトルJの副題は、Omnibus Taxpayer Bill of Rights Actとされている。(⇒内国歳入法の改正)</u>	Taxpayer Bill of Rights 2 (Sec. 1) (⇒内国歳入法の改正)	Internal Revenue Service Restructuring and Reform Act of 1998 (RRA) <u>※うち第3部の副題は、Taxpayer Bill of Rights Act 3とされている。(⇒内国歳入法の改正)</u>
構成	<p>第1部 1986年租税改革法の技術的修正 (Sec.1001～1019)</p> <p>第2部 その他の法律規定の改正 (Sec.2001～2006)</p> <p>第3部 規定の追加的平易化及び明確化 (Sec.3001～3044)</p> <p>第4部 税規定の延長及び変更 (Sec.4001～4012)</p> <p>第5部 歳入増加規定 (Sec.5001～5077)</p> <p>第6部 その他実質歳入規定 (Sec.6001～6059)</p> <p>A 個人関連/B 会計及び農業関係/C 年金及び従業員手当/D 保険/E 消費税/F 海外/G 資産税/H 免税債券/I 免税組織/ <u>J 紳税者の権利と手続(「当サブタイトルJの略称は Omnibus Taxpayer Bill of Rights Act とする」(Sec.6226))</u></p> <p>Part I 紳税者の権利 Part II 差押え及び先取特権 Part III 紳税者による手続 Part IV 租税裁判所の管轄 K その他の管理 L 法人及び個人持ち株会社 M 雜則</p> <p>第7部 鉄道会社の失業及び退職プログラム (Sec.7106)</p> <p>第8部 社会保障法プログラムの改正 (Sec.8007～8301)</p>	<p>第1部 紳税者擁護官 (Sec.101～102)</p> <p>第2部 分割納付の合意規定の変更 (Sec.201～202)</p> <p>第3部 利子税及び刑罰の免除 (Sec.301～304)</p> <p>第4部 共同申告書 (Sec.401～403)</p> <p>第5部 租税徵収 (Sec.501～503)</p> <p>第6部 情報申告書 (Sec.601～602)</p> <p>第7部 費用及び一定の手数料の補償 (Sec.701～704)</p> <p>第8部 違法な徵税活動に対する民事上の損害賠償に係る変更 (Sec.801～802)</p> <p>第9部 源泉徵収不徵収及び未納付に対する罰則に係る変更 (Sec.901～904)</p> <p>第10部 サモンズ(召喚状)に係る変更 (Sec.1001～1003)</p> <p>第11部 財務省規則の遡及適用の制限 (Sec.1101)</p> <p>第12部 雜則 (Sec.1201～1211)</p> <p>第13部 歳入の補正 (REVENUE offsets) (Sec.1301～1314)</p> <p>A 無申告に係る罰則の適用 B 免税機関の取引利益に係る個別間接税</p>	<p>第1部 IRSの組織と管理の再編成 (Sec.1001～1205) A IRSの組織再編成 B 管理部門統治と上層部管理 C 弹力的な職員人事</p> <p>第2部 電子申告 (Sec.2001～2005)</p> <p>第3部 紳税者の保護と権利 (Sec.3000～3445) <u>(「当第3部の略称は Taxpayer Bill of Rights Act 3とする」(Sec.3000))</u></p> <p>A 立証責任 B 紳税者による手続 C 善意の配偶者及び障害により財産管理ができない納税者に対する免除 D 利子税及び罰則に関する規定 E 調査又は徵収手続きに関する納税者保護 F 紳税者への開示 G 低所得納税者相談 H その他の規定 I (両議院税制委員会等による) 研究</p> <p>第4部 IRSに関する議会の責務 (Sec.4001～4022)</p> <p>第5部 追加的規定 (Sec.5001～5003)</p> <p>第6部 技術的修正 (Sec.6001～6024)</p> <p>第7部 歳入規定 (Sec.7001～7004)</p> <p>第8部 項目別拒否権に関する税特典の確認 (Sec.8001)</p> <p>第9部 21世紀に向けた陸上輸送法に係る技術的修正 (Sec.9001～9016)</p>